

犯罪被害者と死刑問題

一はじめに

日弁連は、死刑執行停止法の制定を提唱し、その実現のために取り組むべきことの一つとして犯罪被害者や遺族に対する支援・被害回復・権利の確立をあげています。ここでは、死刑執行停止法制定ひいては死刑存廃問題を論ずるに当たっての出発点は、犯罪被害者の気持ちと現在おかれている状況を十分理解することである、と指摘したいと思います。

二 犯罪被害者遺族の気持ち

死刑廃止論の理論的支柱となつてゐる田藤重光教授は、死刑問題の根本は「心の問題」であるといわれています（『死刑廃止論第六版』）。これは、犯罪被害者遺族の心の問題の重大性を指摘したものであります（『死刑廃止論第六版』）。

日弁連「死刑制度問題に関する提言」について

2002年11月、日弁連理事会において「死刑制度問題に関する提言」が承認された。提言は、我が国の人権、基正手続、情報公開等の観点から看り、すみやかに全面的に見直し再検討を加えるべきであり、又死刑制度の存廃に関しても国民的議論を開拓すべきであるという基本的な観点から、①死刑執行停止法の提唱、②死刑に関する刑事司法制度の改善、③存廃論議の活性化、④死刑に関する情報開示の実現、⑤死刑に代わる最高刑の提言、⑥

です。

犯罪被害者、特に突然の犯罪により肉親を亡くされた遺族の悲しみは筆舌に尽くせないものがあります。

遺族は、犯罪被害の直後、食事をとることも眠ることもできず、今までの日常とはまるで違う感覺の中におかれ、時間が止まってしまうと述べています。その中で起る精神的疾患については、PTSDという名称が付けられ、その程度の大きさ、影響の広範性等が、様々な文献で指摘されています。

遺族は、肉親を失つたことにより悲嘆に暮れますが、その半面、肉親を奪つた加害者に対し激しい憎しみの感情を抱いています。「被害者は帰つてこないのだから」という言葉は、慰めになるどころか

かえて遺族を傷つけることになります。遺族の気持ちを知るには、

より肉親を亡くされた遺族の悲しみは筆舌に尽くせないものがあります。

犯罪被害者遺族をサポートする体制は、日本では極めて不十分です。ですから、遺族は、孤立化してしまう、上記のような気持ちが癒されるどころか増幅してしまうことがあります。

また、遺族は、マスコミによる興味本位の報道の対象とされたりバシーを侵害され、心ない法

派です。まずは、多くの遺族の気持ちとおられた状況を直視し理解

をしてから死刑問題を議論してほしいと思います。（若林 実）

国際社会における死刑存廃問題

2003年1月現在、死刑の存置国・地域が84なのに對し、廃止

国・地域（事実上を含む）は111とこれを大きく上回る。とりわけ欧洲地域では1985年、歐州評議会（CE）において平時ににおける死刑廃止を定めたヨーロッパ人権条約第6議定書が発効し、02年2月には戦時を含むあらゆる場面

における死刑廃止を定める第13議定書が採択され、現在では旧東欧

・ロシア（死刑執行停止・モラトリアム・実施中）も含め、事実上癒されるところが増幅してしまうことがあります。

また、遺族は、マスコミによる興味本位の報道の対象とされたりバシーを侵害され、心ない法

派です。まずは、多くの遺族の気持ちとおられた状況を直視し理解

をしてから死刑問題を議論してほしいと思います。（若林 実）

が

あります。このようないい方

が